

京都府環境を守り育てる条例(ばい煙関係)特定施設一覧表(施行規則第3条 別表第2)

番 号	名 称
(1)	大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号)別表第1に掲げる施設
(2)	ゴム、合成樹脂、廃油、硫黄、皮革又はピッチの焼却の用に供する焼却能力が1時間当たり100キログラム以上である廃棄物焼却炉
(3)	繊維工業(衣服その他の繊維製品に係るものを除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 漂白施設 イ 樹脂加工施設 ウ 乾燥施設
(4)	木材若しくは木製品の製造(家具に係るものを除く。)又はパルプ、紙若しくは紙加工品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 漂白施設 イ 吹付塗装施設 ウ 蒸解施設 エ 張合せ機械 オ 乾燥施設
(5)	出版若しくは印刷業又はこれらの関連産業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア グラビア印刷施設 イ 金属板印刷施設
(6)	化学工業又は石油製品若しくは石炭製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 反応施設 イ 混合施設 ウ 分解施設 エ 吸収施設 オ 抽出施設 カ 蒸溜施設 キ 精製施設 ク 晶出施設 ケ 分離施設 コ 蒸発・濃縮施設 サ 乾燥施設 シ 紡糸施設
(7)	ゴム製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 混練施設 イ 加硫施設
(8)	窯業製品及び土石製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 腐食施設 イ 電気めっき施設 ウ 混合施設(砥石製造業に係るものに限る。)

番 号	名 称
(9)	鉄鋼業又は非鉄金属、金属製品若しくは機械器具の製造の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ア 精錬施設 イ 酸洗浄施設 ウ 電気めっき施設 エ 熔融めっき施設 オ 吹付塗装施設 カ タール又はアスファルト熔融施設 キ 乾燥・焼付施設 ク 電解施設 ケ 溶射施設 コ 洗浄施設(洗浄剤としてジクロロメタン、テトラクロロエチレン又はトリクロロエチレンを使用するものに限る。)
(10)	その他の製品の製造の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ア プラスチックの配合・混練・発泡施設 イ 吹付塗装施設 ウ 乾燥・焼付施設 エ 電気めっき施設
(11)	洗濯業の用に供するドライクリーニング施設
(12)	自動車整備業の用に供する吹付塗装施設

備考 (2)から(12)までに掲げる施設については、(1)に掲げる施設を含まないものとする。

京都府環境を守り育てる条例(一般粉じん関係)特定施設一覧表(施行規則第3条 別表第2)

番 号	名 称
(1)	大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる施設
(2)	鉛又はカドミウムの管、板、粉又は線の製造の用に供する加工機械
(3)	金属粉製造の用に供する切削、研磨及び粉砕施設((2)に掲げるものを除く。)
(4)	鋳物製品後処理施設
(5)	化学工業品の製造の用に供する造粒施設(造粒面の内径が1.5メートル以上であるものに限る。)

京都府環境を守り育てる条例(特定粉じん関係)特定施設一覧表(施行規則第3条 別表第2)

番 号	名 称
(1)	大気汚染防止法施行令別表第2の2に掲げる施設
(2)	解綿用機械
(3)	混合機
(4)	紡織用機械
(5)	切断機
(6)	研磨機
(7)	切削用機械
(8)	破砕機及び摩砕機
(9)	プレス(せん断加工用のものに限る。)
(10)	穿孔機

備考 (2)から(10)までに掲げる施設については、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のものと及び密閉式のものを除き、かつ、(1)に掲げる施設を除く。